

年収の壁対策として 労働者1人にづき

**最大50万円
キャリアアップ助成金
助成します！**

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成します。



パートタイム・有期雇用労働法

事業主の皆様へ
手不足の解消へ

- 労働者にとって、「年収の壁」を意識せずに働くことができる。
- 社会保険に加入することで労働改善につながる。

「社会保険適用時遇改コース」を新設しました！

—L—
謀全義宗(1)

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の <u>15%以上</u> を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の <u>15%以上</u> を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の <u>18%以上</u> を増額	3年目 10万円

(2) 勵勤時間延長メモ

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

◆ 社会保険適用促進手当

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、
2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

キャラリアアップ計畫を事前に提出しましょう！

2024（令和6）年1月31日までに取組を開始する場合

ヨーロッパでは、2024年1月までに管轄労働局に提出してください。

申譯子ケヅニの例

＊Rushの「お給仕」は、ナースの仕事の印象を6つに分けて、そのうちの3つが「お給仕」で、残り3つが「看護師」です。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※1を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。
① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していませんでした。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※2ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※3等の支給方にについて、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長メニュー

(1)(2)の併用メニュー

(1)手当等支給メニュー

本助成金の支給要件には
該当しません。

※1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8,800円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上である者であること。

※2 週所定労働時間を4時間以上延長、また(は3時間以上延長するとともに)基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2) 労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※3 社会保険適用促進手当(標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当)

- キヤリニアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)にもご相談いただけます。
- 年収の壁突破・総合相談窓口(フリーダイヤル・無料)

0120-030-045 愛付時間 平日 8:30～18:15
(平日・祝日・年末年始 (12/29～1/3) はご利用いただけません。)

